平成２８年（フ）第４８７８号
大阪府東大阪市横沼町２－５－12、住民票上の住所大阪市城東区東中浜４丁目５番21号
債務者　村田　　修
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９２３号
大阪市都島区内代町３丁目９番21号シャルムメゾン都島内代403号
債務者　川島　恵子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９４７号
大阪府東大阪市菱屋西６丁目３番２－520号
債務者　鈴木　昌世
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９７７号
大阪府東大阪市稲田上町２丁目８番46号　比枝コーポラスⅠ　705号
債務者　江崎　元俊
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０２８号
大阪市西区江戸堀１丁目18番23号アーデン土佐堀401、住民票上の住所大阪府東大阪市衣摺４丁目６番２号　ライラックハウス103号
福田方
債務者　西村　嘉晃
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１０３号
大阪府東大阪市若江西新町４丁目12番34号
債務者　榮　　宣子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８８３３号
東京都板橋区東坂下１丁目10－８－204
債務者　芝崎　智子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８８４号
東京都北区赤羽西４丁目18－14
債務者　谷部　隆史
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８８７号
東京都大田区多摩川１丁目22－13－206
債務者　小倉　巧真
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８９０号
東京都渋谷区笹塚３丁目54－15－105
債務者　濱野　久美
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８９２号
東京都新宿区余丁町13－10－301
債務者　塩野チェリルこと　シオノ　チェリル　セクレタリア
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８９３号
東京都江東区大島４丁目７－３－203
債務者　金築　英彰
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８９５号
東京都練馬区豊玉北３丁目30－６－202
債務者　袖山久美子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８９７号
東京都台東区浅草２丁目16－７－202　ドムール浅草Ⅱ
債務者　三山　邦男
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８９８号
東京都板橋区高島平９丁目１－５－730
債務者　伊藤　　愛
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部